

規程 等 : 第2部 第1章—1

大会後援規程

(趣旨)

第1条 この規定は、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会がグラウンド・ゴルフの普及と振興を図るため、登録団体が主催する大会を後援し、後援名義を使用する許可の基準を定めるものである

(後援基準)

第2条 大会主催者の申請に基づき、本事業の趣旨並びに、許可基準を満たした大会について後援名義を使用することを認める

(主催者についての許可基準)

第3条 埼玉県グラウンド・ゴルフ協会の登録団体が主催し、同協会の登録団体が多数参加する大会であること

2 登録団体は1大会のみ申請することができる

3 埼玉県グラウンド・ゴルフ協会4地区(東部、西部、南部、北部)の地区大会は、それぞれの地区のすべての登録団体が共同主催する大会であること。主催者は当該地区の副会長とし、実行委員会を結成し、実施すること

(事業内容についての許可基準)

第4条 事業内容は、グラウンド・ゴルフに関する普及振興に寄与する大会であること

2 営利を目的とし、特定企業を宣伝する事業ではないこと

(参加者に関する許可基準)

第5条 参加者は、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会会員であること

(参加募集方法について)

第6条 大会参加者募集は、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会ホームページで行うこと

2 募集の内容は、大会募集要項とする

3 大会の組合せは、大会日の7日前にホームページに掲載すること

(その他の審査基準)

第7条 大会主催者の所在地、主催者、役員が明確であること

2 開催にあたって、事故防止および公衆衛生対策等に十分な設備と処置が講じられていること

(大会結果の報告)

第7条 大会主催者は、大会終了後、速やかに大会内容の報告を行う

2 大会の報告内容は、別途定める報告書にて行う

3 被報告者は、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会事務局長とする

(申請書類)

第8条 埼玉県グラウンド・ゴルフ協会が指定する申請書を募集期間に提出する

(許可審査)

第9条 第3条から第5条の許可基準を満たしていること

2 第8条の申請書類に基づいて、運営会議で審査し、理事会の承認を得ること

(その他)

第10条 事業にかかる運営ならびに会場内外で生じた費用及び事故・トラブルは全て申請者(団体)が責任をもってあたり、事業の当事者間、あるいは第三者からの損害賠償請求があった場合も同様とし、本協会は何らの責任も負わない

附 則

(1)この規程は平成25年4月1日より施行する

(2)この規程は平成29年4月1日より一部修正し施行する

(3)この規程は平成31年4月1日より一部修正し施行する

(4)この規程は令和2年2月29日より一部修正をし施行する

(5)この規程は令和2年12月8日より一部修正をし施行する

規程等：第2部 第1章-2

一般大会に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会のHP(ホームページ)を利用して大会運用をおこなう大会について基準を定めるものである

(HP使用基準)

第2条 HPに掲載される大会は県協会が承知している大会であると利用者は見ており、下記の大会に限定する。

- (1) 県協会が主催する大会
- (2) 県協会の上部団体が主催する大会
- (3) 県協会が後援する大会
- (4) 県協会が承認した一般大会

(一般大会とは)

第3条 一般大会とは、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会の登録団体が主催し、県協会の後援は求めないが、HPを利用して行う大会をいう。ただし、参加者が1団体の大会は利用を認めないが、支部のある広範なエリアを有する登録団体が行う大会は認める。

(一般大会の許可基準)

第4条 事業内容及び参加者に関する許可基準は大会後援規定に準ずるものとする。

(一般大会の申請)

- 第5条 1) 一般大会の開催を希望する登録団体は、前年度中に募集されるときに所定の申込み用紙にて県協会へ申込みを行う。複数の団体が共同で開催する大会は代表の登録団体が申請する。
- 2) 年度の途中で開催を希望するときは、開催日の3か月前までに申請書を会長宛に提出する

(HPの利用)

第6条 一般大会は、HPで下記の利用ができる

- (1) 大会参加申込み
- (2) 組合せ作成
- (3) 開催直前の開催情報

附則

この内規は、令和2年12月8日から施行する

この内規は、令和3年2月13日から施行する